

予備試験（農薬）

1 予備試験とは

農薬登録を目指す本試験前の予備（基礎）試験を指し、当該農薬の薬害回避のための適正使用量、効果的な使用方法の探求等を目的として実施するもので、成績の評価、公開は行いません。

2. 予備試験の目的（意義）

- ・本試験での薬害発生等のリスク回避のための予備知見
- ・効果的かつ安全性の高い使用方法の検討が可能であり、当該農薬の効果、信頼性の向上に寄与

3. 予備試験の実施

①試験受託の範囲

- ・薬害試験
- ・薬効試験（一部の殺菌剤、殺虫剤は不可）
- ・官能検査

②試験実施場所

- ・福島県農業総合センター、葉たばこ研究所

4. 試験フロー

- ①メーカーは、試験依頼書に予備試験を希望する由、記入し提出します。
※備考欄に「予備試験希望」と記入
- ②ヒアリングにおいて、メーカーと専門委員は共同で試験計画を策定します。
※本試験の試験計画書には記載されません。
- ③受委託決定会議において、当該試験の受託可否を決定します。
- ④試験終了後、開発協会は速やかに試験成績書をメーカーへ送付します。

5. 経費

- ・規定の試験負担金を徴します。
※試験負担金をご参照下さい。

6. その他

- ・試験は「たばこ耕作資材試験実施要領」に基づき実施します。
- ・試験の実施内容により、開発協会の総括コメント打合せ会に提出し、評価を得ることが出来る場合があります（メーカーが当該試験成績書の評価を希望する場合：書類審査手数料を徴します）。